

# 岩美町高齢者サークル活動助成事業実施要綱

## (目的)

第1条 日常生活に不安や困難を感じている高齢者（以下要援護高齢者という。）が地域において自立した生活を送ることを支えるため、高齢者が活動するサークルやコミュニティー活動を支援し、もって要援護者がサークル活動に参加することにより、閉じこもりを解消し、社会参加や仲間作りをとおして介護予防の意識啓発と高齢者を地域で支えられる地域ケア体制の整備を進めることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は岩美町とする。

## (事業対象)

第3条 この事業の対象となるサークルは、60歳以上の高齢者で構成する5人以上のサークルで、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ① 構成員の中に、次に該当する要援護高齢者を含んでいること。
  - ア 要介護・要支援認定を受けている者
  - イ 閉じこもり傾向のある60歳以上の高齢者
  - ウ その他町長が認める者
- ② おおむね週1回以上年間を通じて継続的に活動すること。
- ③ サークルの活動内容は、文化的、体育的活動で介護予防や閉じこもりを予防する趣味活動とすること。
- ④ 事業の申請、報告などを行う代表者がいること。
- ⑤ 他の事業で助成を受けていないこと。

## (事業の助成)

第4条 町長は、前条の事業対象となるサークルが行う要援護高齢者を含めたサークル活動により高齢者が互いに支え合う関係をつくり、閉じこもりを解消する介護予防活動に対し助成金として月額2千円を支払う。

2 この助成は、該当月に3週以上の活動を行っている場合にかぎり、助成するものとする。

## (助成金の申請)

第5条 前条の助成金を受けようとするサークルの代表者（以下「申請者」という。）は、岩美町サークル活動助成事業申請書（様式第1号）により町長へ申請しなければならない。

## (月中途での申請)

第6条 前条における申請を月の中途に行った場合、実績報告時に3週以上活動があった場合には、該当月の助成金を月額2千円満額支払うこととする

(決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該サークルの状況等を速やかに調査し、助成事業に該当することの適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により適否を決定したときは、その結果をサークル活動支援事業助成金交付決定通知（様式第2号）により、申請者に通知する。

(変更、廃止及び停止)

第7条 前条により助成の決定を受けた者が、状況の変化等により該当事項の変更、活動の停止その他を希望する場合は、岩美町高齢者サークル活動支援事業内容変更等申請書（様式第3号）により町担当課に申し出なければならない。

(報告)

第8条 第6条により決定を受けた者は、岩美町高齢者サークル活動報告書（様式第4号）により、町の定める時期に報告しなければならない。

(助成金の交付の請求)

第9条 助成金の交付の請求をしようとするときは、様式第5号による請求書を町長に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 町長は、事業の実施にあたって、民生委員及び関係団体との連携を図ることとする。

(補則)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。